

1 意見書及び公聴会における主な意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

資料7

○意見書の提出 11件（反対11名）

○公聴会における公述人の公述 6名（賛成2名、反対4名 ※起業者は除く）

A・・・事業計画(位置) B・・・事業計画(立駐計画) C・・・補償内容  
 D・・・事業の進め方 E・・・事業の緊急性  
 ●反対者の意見 ◎賛成者の意見 ○認定庁の見解

分類	意見書の要旨	公聴会の意見の要旨	認定庁の見解
A 事業計画 (位置)	<p>●以下の理由から現在の事業計画には反対である。高台で広い敷地を確保できる場所（市街化調整区域や南の方）に計画を見直すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の計画位置は、予め水害により水没することが想定される場所であり、災害時に司令塔として機能するのか疑義がある。</li> <li>・敷地が狭いため立体駐車場を整備する計画となっているが、高齢者に利用しづらい。狭い敷地内に市庁舎と図書館が近接していることは駐車場の混雑を助長させる。</li> </ul> <p>●現在の計画の位置は弥富市全体からみて、西側に偏っており市民全体の利用を考えると不便な場所に位置しているため反対である。</p>	<p>●以下の理由から現在の事業計画には反対である。高台で広い敷地を確保できる場所（市街化調整区域）に計画を見直すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の計画位置は、予め水害により水没することが想定される場所であり、災害時に司令塔として機能するのか疑義がある。（他の公共団体の庁舎建設は、1階部分に会計及び案内以外の事務室を設置しない又は高台に新築移転するなど、東北大震災以降各地で可能な限りの浸水対策を施している。）</li> </ul> <p>◎防災拠点病院に隣接していること、鉄道や国道が近く交通の要衝であること、弥富市民の居住が多い地域であること、及び浸水被害等の災害対策をできる限り考慮した計画であることから、本事業計画は適切である。</p>	<p>○起業地の位置の選定に当たっては、庁舎改築等検討委員会、パブリックコメントなどを実施した上で、敷地の広さや利便性のみならず、用途地域による制限、経済性、工事施工上の効率等を総合的に勘案し決定されている。</p> <p>このことから、起業地の選定については、妥当と考える。</p> <p>○なお、意見にあるように、当該起業地は水没することが想定される場所である。</p> <p>このことについては、事業計画において、新庁舎の各入り口に防潮板を設置し、防災関連施設を庁舎の3階以上に設置するなど、水害による被害を極力少なくするように考慮している。さらに、庁舎の免震化及び液状化対策も併せて講じていることから、災害時の司令塔として機能すると考える。</p>
B 事業計画 (立駐計画)	<p>●計画されている立体駐車場は、設計図上、2階と3階の末端が行き止まりとなり、満車であれば末端で方向転換する必要が生じるという極めて使いにくい状況であるため、現状の立体駐車場の整備計画には反対である。桜小学校北の職員駐車場用地を利用し、再考すれば大型スーパーのような周回できる自走式駐車場ができると思うため、計画を再考することを求める。</p>	<p>●計画されている立体駐車場は、設計図上、2階と3階の末端が行き止まりとなり、満車であれば末端で方向転換する必要が生じるという極めて使いにくい状況であるため、現状の立体駐車場の整備計画には反対である。立体駐車場1階の通路を通過して、桜小学校北の職員駐車場用地を市民の駐車場として利用し、職員駐車場は立体駐車場の2階3階に持って行ってはどうか。</p>	<p>○立体駐車場計画の利便性の検討については、起業者が事業計画策定段階で行うものであり、事業の認定においては、申請のあった事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであるかどうかを判断するものである。</p> <p>このため、事業認定の要件とは直接関係がないと考える。</p>
C 補償内容	<p>●新しい庁舎を建設するために取得する土地の代替地として、市有地を28%減額して地主に払い下げるなど過大な補償内容に疑義があり、反対である。</p>	<p>●新しい庁舎を建設するために取得する土地の代替地として、市有地を28%減額して地主に払い下げるなど過大な補償内容に疑義があり、反対である。</p> <p>●減額譲渡の議決をしていない本事業計画は、事業認定すべきではない。</p>	<p>○起業者が取得する土地の価格や代替地として売却する市所有地の価格など、補償内容については、当該事業の認定において判断することでない。</p> <p>このため、事業認定の要件とは直接関係がないと考える。</p>

分類		意見書の要旨	公聴会の意見の要旨	認定庁の見解
D	事業の進め方	<p>●現在の起業地ありきの計画及びびずさんな用地交渉により、余分な費用の発生、市の財産の安売り、計画の遅れに至っていることに疑義があるため、計画の見直しを求める。</p> <p>●新庁舎計画は、専門家や行政経験者、学識経験者らの意見を聞いて調査検討及び協議がされてきたか疑義がある。</p>	<p>●現在の起業地ありきの計画及び用地交渉を軽視した事業の進め方により、余分な費用の発生、市の財産の安売り、計画の遅れに至っていることに疑義がある。</p> <p>●市街化調整区域での庁舎建設について、他の自治体では計画又は検討されているにも関わらず、弥富市は「愛知県は他県と比べて調整区域での建設許可が厳しい」、「国の合併推進債の期限があるため煩雑な手続きをする時間的余裕がない」等の言い訳に終始しており、他の自治体の現状を調査研究することなく事業を進めてきた。これは、行政の怠慢であり、事業に対する熱意が感じられない。</p> <p>◎弥富市新庁舎建設については、検討委員会が2年をかけて慎重に協議した結果であるため、この案で最善を尽くすべき。</p>	<p>○意見にあるような、起業者の計画性についてや交渉の方法、補償の内容等、起業者の事業の進め方については、当該事業の認定において判断することでない。</p> <p>○また、専門家による検討等については、起業者が事業計画策定段階で行うものであり、当該事業の認定において判断することでない。</p> <p>このため、事業認定の要件として、審査の対象ではないと考える。</p>
E	事業の緊急性		<p>◎いつ大地震が起きるかもしれない状況の中、耐震基準に満たない、大地震発生時は倒壊する恐れがある現庁舎は、市職員及び来庁される市民の安全を考えると大変危険。一日も早い新庁舎の建設を求む。多くの市民からも同様の声がある。</p> <p>◎補償内容よりも、工事が遅れることによって生ずる弊害の方が大きい。</p>	

## 2 公聴会における主な起業者への質問と回答

分類		起業者への質問	起業者の回答
I	事業計画 (立駐計画)	<p>●桜小学校北の駐車場の敷地が新市庁舎の計画敷地に入っていないことにより、小さな敷地内で3階建ての立体駐車場建築を余儀なくされた。これからの高齢者社会では使いづらく、計画されている構造は、市民にとってスムーズに利用できる駐車場ではない。</p> <p>桜小学校北の現在駐車場の敷地を市民用の駐車場にし、職員の駐車場を3階建て駐車場の2・3階に持っていくのはどうか。</p>	<p>□現在の庁舎の敷地も、桜小学校北側駐車場は、庁舎敷地には含んでいない。また、隣接地を約1,600㎡取得すれば、小学校北側の駐車場を取り込まなくても新庁舎の計画は可能であると判断した。</p> <p>立体駐車場の空き状況の表示については、満車・空車の表示を庁舎北側出入り口正面付近に設置し、立体駐車場1階のみ空き状況を知らせる。</p> <p>なお、多数の来庁者が予想される場合は、必要に応じ誘導員を配置することを考えている。</p>
II	事業計画 (防災対策)	<p>●国が推し進める国土強靱化に対して、どのような検討がなされ、どのような対策が講じられているのか、また市議会は行政視察された常総市から学んだ教訓をどのように設計に反映させ、これからどのような対応をされるのか。</p> <p>●震災、水害、浸水時の対処方法はどのように考えているのか。</p>	<p>□国土強靱化の基本目標として、「人命の保護が最大限図られること」、「重要な機能の維持」、「公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧・復興」などが定められている。</p> <p>本事業においては、免震構造の採用により、大規模地震による建物や機械設備などの損傷を防ぐことができる。また、浸水対策としては、自家発電設備・受変電設備などの基幹設備を最上階へ設置し、1階各出入口へは止水板を設置しているため、仮に、止水板を超え1階が浸水しても、1階への送電を遮断することで、2階以上の機能は維持できる構造としている。</p> <p>また、立体駐車場の整備により、公用車を立体駐車場に駐車することができ、公用車の水没を防ぐことができると思う。</p>
		<p>●災害対応指令本部が浸水等で機能しない場合は、どう対応されるのか。</p>	<p>□市が単独で対応できる状況ではないと考えるため、まずは、県への災害派遣要請を行い、そして、県から国へ災害派遣要請となると思われる。</p> <p>市としては、県・国その他機関との連絡・連携を図りつつ、迅速な被害状況の把握と同時に人命救助を最優先した対応をする。</p> <p>その後は、被害状況を踏まえ、被災者への支援活動及び道路・水路等の復旧活動へと移行していくと考えている。</p>

※補償内容に関する質問及び回答は、事業認定の要件に直接関係ないため省略している。